

群馬県無電柱化推進計画 2025 の概要

群馬県無電柱化推進計画 2025

P. 1

県土整備分野の最上位計画である「ぐんま・県土整備プラン 2025」の改定や、群馬県無電柱化推進計画 2019 の策定から 5 年が経過し、最新の関連計画との整合を図るための見直し

無電柱化の定義：電線を地下に埋設する方法やその他の方法により、電柱又は電線（電柱によって支持されるものに限る）の道路上における設置を抑制することで、道路上の電柱又は電線を撤去すること。

計画対象路線

群馬県全域における国道、県道および市町村道（計画・事業中の新設道路も含む）

計画期間

2025 年度（令和 7 年度）～2034 年度（10 年間）、概ね 5 年毎に見直し

基本方針

P. 28

防 災

災害時にも機能する強靱な道路ネットワークの構築による災害時の救助活動の円滑化

安全・円滑な交通確保

歩行者や車椅子、自転車の安全円滑な通行空間の確保

景観形成・観光振興

観光資源や歴史ある文化遺産と一体となった魅力ある景観づくり

整備方針

P. 31

- （方針 1）道路管理者間および官民連携による無電柱化整備の推進
- （方針 2）電柱移設も含めた、様々な整備手法の組み合わせによる柔軟な無電柱化整備
- （方針 3）防災面を優先とする重点的な整備の推進
- （方針 4）同時整備等によるコスト縮減や工期短縮を図る事業の効率化

本計画の特徴

P. 1

- ・「無電柱化の推進に関する法律」に基づき策定された群馬県の無電柱化推進計画
- ・国道・県道・市町村道全ての県内道路を対象とした無電柱化推進計画
- ・電線管理者と強力に連携し、電柱移設も含めた柔軟な無電柱化整備方針
- ・今後 10 年間における優先的整備区間を明確化、整備目標を分野毎に設定（「防災」「安全・円滑な交通確保」「景観形成・観光振興」の 3 分野）

群馬県における無電柱化の現状

P. 19

無電柱化率は県全体で約 0.7%（もともと電柱・電線類のない区間を含む）に留まっており、都道府県別の無電柱化率が全国で 40 番目であることから、群馬県の無電柱化は大きく立ち遅れている状況

無電柱化に関する群馬県の課題

P. 21

- （1）無電柱化整備における課題
 - ・無電柱化事業への沿道住民の理解 ・高い整備費用
 - ・地上機器設置場所に関する合意形成
- （2）防災における課題
 - ・災害時にも機能する強靱な道路ネットワークの構築、早期無電柱化
 - ・交差点部を含めた無電柱化の連続性確保
 - ・新設道路における電柱の建柱抑制
 - ・地震による電柱倒壊リスクの低減
- （3）安全・円滑な交通確保における課題
 - ・狭隘道路等における地上機器設置への対応
- （4）景観形成・観光振興における課題
 - ・主要な観光地周辺における無電柱化の推進

防 災

災害時にも機能する強靱な道路ネットワークの構築による災害時の救助・復旧活動の円滑化

災害時における救命救助や被災地への支援物資輸送、経済活動の継続性を確保するために必要な道路である、災害時にも機能する強靱な道路ネットワーク路線の無電柱化を推進

目指すべき将来像

災害時にも機能する強靱な道路ネットワーク路線のうち、防災面で高い整備効果が期待できる路線や区間の無電柱化を優先的に無電柱化

今後 10 年における実施目標

- 災害時にも機能する強靱な道路ネットワークの第一次緊急輸送道路の無電柱化
 - 交通拠点（高速道路 I C）から第一次防災拠点に繋がる道路の整備完了
 - 第一次防災拠点間を繋ぐ道路の整備完了

安全・円滑な交通確保

歩行者や車椅子、自転車の安全円滑な通行空間の確保

バリアフリー重点整備地区および「都市計画区域マスタープラン」において中枢拠点および都市拠点等に位置づけられた地区の歩行者・車椅子・自転車の安全な通行確保が必要な路線の無電柱化を推進

目指すべき将来像

バリアフリー重点整備地区および中枢拠点や都市拠点等において安全な交通確保が必要な路線の無電柱化

今後 10 年における実施目標

- 重点整備地区内のバリアフリー特定道路の無電柱化
 - バリアフリー特定道路における整備必要区間における整備完了

景観形成・観光振興

観光資源や歴史ある文化遺産と一体となった魅力ある景観づくり

観光資源や歴史・文化遺産と一体となった良好な景観の形成、眺望の改善を目指し、主要な観光地の周辺路線の無電柱化を推進するものとし、特に重要な位置づけを持つ「世界文化遺産」「重要伝統的建造物群保存地区」「歴史的風致維持向上計画における重点区域」の周辺道路について優先的に無電柱化を推進

目指すべき将来像

群馬県における主要な観光地の周辺道路の無電柱化

今後 10 年における実施目標

- 重要な位置づけを持つ観光地の周辺道路
 - 重要な位置づけを持つ観光地周辺の道路において県・市町村で対象とする路線の整備完了

無電柱化の推進に向けた施策等

無電柱化事業の促進

- 多様で柔軟な無電柱化手法による整備促進
- 事業手法の工夫や新たな手法の取り入れによる事業の効率化
- 電線共同溝整備における事業調整によるコスト縮減と工期短縮

電柱、電線の設置抑制、撤去

- 占用制限制度の適切な運用
- 交差点部における道路管理者、交通管理者、電線管理者との整備調整

占用企業者との埋設基準に関する取り決め

- 電線共同溝整備予定部分への上下水道等の占用調整による移設工事の削減

無電柱化の推進に向けた体制づくり

- 広報・啓発活動の実施
- 関係者間の連携の強化
- 技術力の向上
- 無電柱化の推進に向けたルール作り
- 必要に応じた補助制度等の検討